

グローバル ウォーター ファンド

追加型投信／内外／株式

水資源を支える世界の企業に分散投資



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「グローバル ウォーター ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年9月15日に関東財務局長に提出しており、2016年9月16日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年1回	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月1日
資 本 金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	13兆779億円
(2016年12月末現在)	

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主に、世界各国の水関連企業へ投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

特色 1

水資源を支える世界各国の企業の株式に分散投資します。

- 水資源を支える世界各国の企業(=水関連企業)の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

特色 2

持続的な成長が見込まれる投資分野に焦点をあてて銘柄を選定します。

- 水関連の中でも、特に持続的な成長が期待される「水処理機器・化学薬品」、「水インフラの整備・資材」、「水質の管理・分析」、「水関連の公益事業」という4つの投資分野に主な焦点をあてて銘柄を選定します。

特色 3

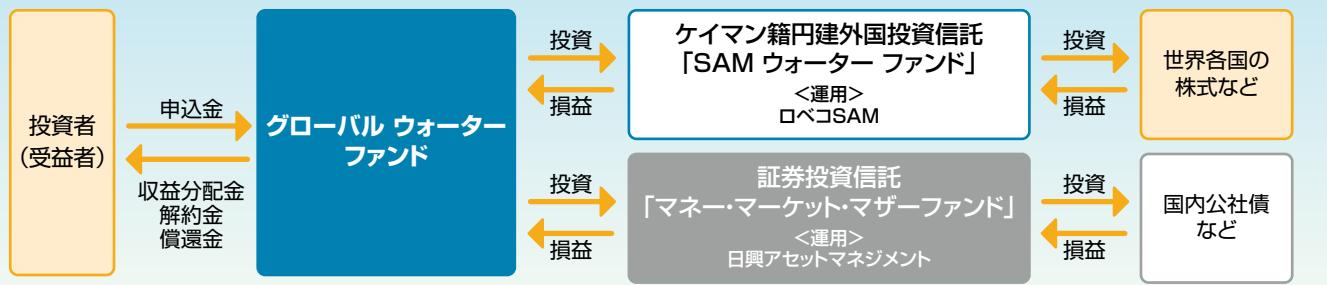
主な投資対象である「SAM ウォーター ファンド」の運用にあたっては、水関連企業への投資で実績のあるロベコSAMが行ないます。

- ロベコSAMは、スイスに拠点を置く、水関連企業投資で先駆している運用会社です。
- 持続発展性(サステナビリティ)に焦点をあてた投資調査の草分け的な存在である同社グループの強みを活かし、水関連企業への投資活動を行なっています。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



(主な投資制限)

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

(分配方針)

毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

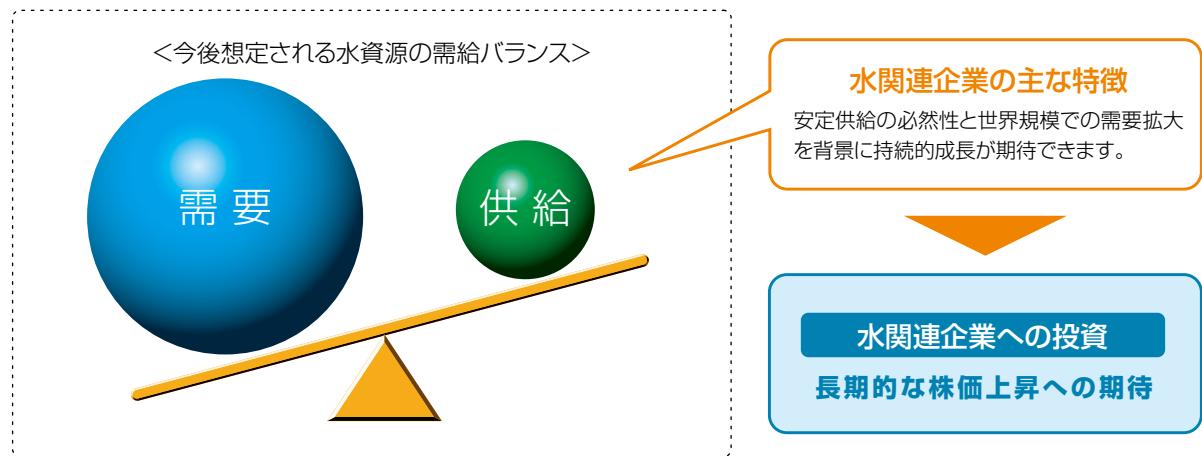
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

特色 1

水資源を支える世界各国の企業の株式に分散投資します。

- 水資源を支える世界各国の企業(=水関連企業)の株式に分散投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

【水関連企業への投資の着目点】 (イメージ)



※上図はイメージであり、実際と異なる場合があります。

特色 2

持続的な成長が見込まれる投資分野に焦点をあてて銘柄を選定します。

- 水関連の中でも、特に持続的な成長が期待される「水処理機器・化学薬品」、「水インフラの整備・資材」、「水質の管理・分析」、「水関連の公益事業」という4つの投資分野に主な焦点をあてて銘柄を選定します。

【当ファンドが注目する4つの投資分野】

<各投資分野における企業例>

1. 水処理機器・化学薬品

- ・バルブ・ポンプ
- ・水処理装置
- ・水処理薬品
- ・灌漑設備
を供給する企業など

2. 水インフラの整備・資材

- ・水処理施設の設計・建設
- ・建築用資材・設備機器
- ・水量計
を手がける企業など

3. 水質の管理・分析

- ・水質検査
- ・使用段階での浄水処理
- ・水関連機器・設備の保守
サービス
- ・水資源保護
に携わる企業など

4. 水関連の公益事業

- ・上下水道の管理・運営
- ・水処理関連サービス
を行なう企業など

※上記投資分野については、将来見直される可能性があります。

特色 3

主な投資対象である「SAM ウォーター ファンド」の運用にあたっては、水関連企業への投資で実績のあるロベコSAMが行ないます。

- ロベコSAMは、スイスに拠点を置く、水関連企業投資で先駆している運用会社です。
- 持続発展性(サステナビリティ)に焦点をあてた投資調査の草分け的な存在である同社グループの強みを活かし、水関連企業への投資活動を行なっています。

【「SAM ウォーター ファンド」の運用プロセス】

世界の水関連銘柄群

アナリストの独自の調査により水関連銘柄を選択

- 水関連分野における革新的な製品やサービスなどの開発においてリーダー的な企業を発掘します。
- 投資対象となる銘柄は、企業の水関連ビジネスの売上高が総売上高の20%以上であることを原則とします。
ただし、新興企業やニッチな技術を持つ企業等で今後飛躍的に成長が期待できる企業は例外的に投資対象とすることがあります。

独自のスクリーニングにより
流動性、時価総額の観点から投資不適格銘柄を除外

投資適格銘柄群

サステナビリティ*評価および株価水準を勘案して
組入銘柄を決定

ポートフォリオ構築

*「持続発展性」「持続可能性」と訳され、人間の活動が生態系の中で長期にわたって継続されることを意味します。

※上記は2016年6月末現在の運用プロセスであり、将来変更される場合があります。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

- ・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。

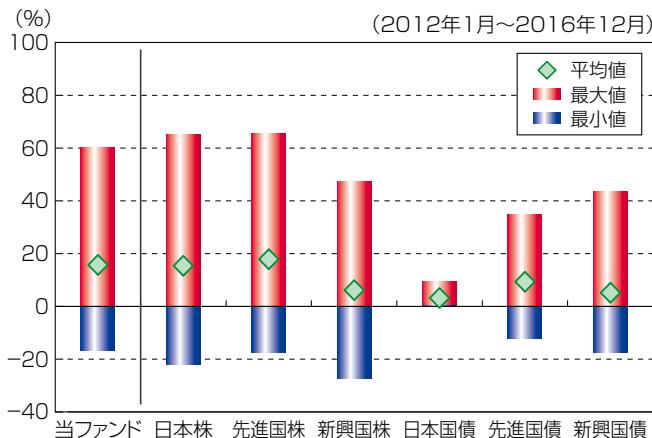
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

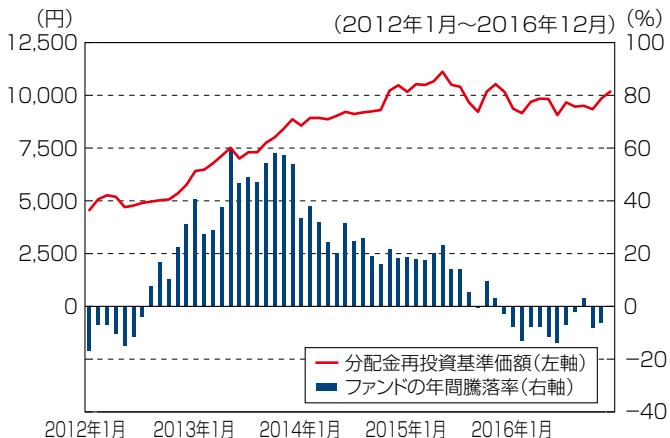
※上記体制は2016年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、 年間最大騰落率および最小騰落率(%)）

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	15.7%	15.4%	17.9%	6.2%	3.2%	9.3%	5.2%
最大値	60.0%	65.0%	65.7%	47.4%	9.3%	34.9%	43.7%
最小値	-16.7%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	0.5%	-12.3%	-17.4%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2012年1月から2016年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株 …… 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 …… MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債 …… NOMURA-BPI国債

先進国債 …… シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2012年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額 10,178円
純資産総額 8.25億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2012年6月	2013年6月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

SAM ウォーター ファンド	96.9%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金その他	3.0%

「SAM ウォーター ファンド」のポートフォリオの内容

<株式組入上位10銘柄> (銘柄数:72銘柄)

銘柄	通貨	業種	投資分野	比率
1 Danaher Corp	アメリカドル	ヘルスケア	水質の管理・分析	5.36%
2 Veolia Environnement SA	ユーロ	公益	水関連の公益事業	4.73%
3 American Water Works Co Inc	アメリカドル	公益	水関連の公益事業	4.40%
4 Geberit AG	スイスフラン	資本財	水インフラの整備・資材	4.34%
5 Severn Trent PLC	ポンド	公益	水関連の公益事業	4.28%
6 United Utilities Group PLC	ポンド	公益	水関連の公益事業	4.14%
7 Pentair PLC	アメリカドル	資本財	水処理機器・化学薬品	4.12%
8 Suez	ユーロ	公益	水関連の公益事業	4.07%
9 Xylem Inc/NY	アメリカドル	資本財	水処理機器・化学薬品	3.78%
10 Thermo Fisher Scientific Inc	アメリカドル	ヘルスケア	水質の管理・分析	2.67%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

<株式組入上位5カ国>

国名	比率
1 アメリカ	41.5%
2 イギリス	15.3%
3 フランス	9.3%
4 スイス	7.2%
5 日本	6.8%

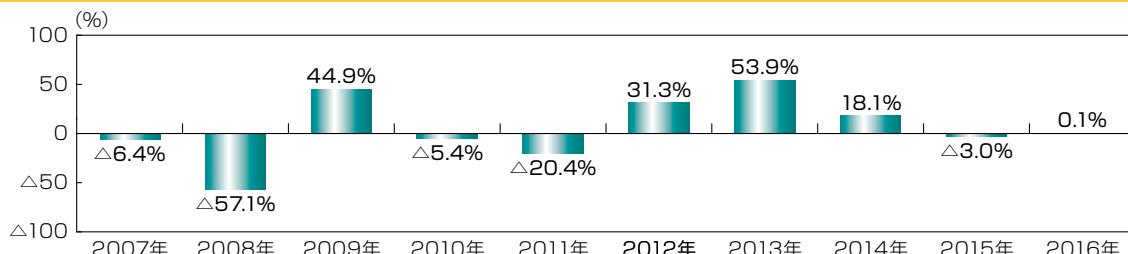
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

<投資分野別構成比>

水処理機器・化学薬品	21.4%
水インフラの整備・資材	18.1%
水質の管理・分析	27.3%
水関連の公益事業	33.2%

※比率は対組入株式時価総額です。

年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2007年は、設定時から2007年末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
購入の申込期間	2016年9月16日から2017年6月13日までとします。 ※当ファンドは、2017年6月15日をもって信託期間が終了いたします。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行いません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行休業日 ・チヨーリッヒの銀行休業日 ・ケイマンの銀行休業日
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	2017年6月15日まで(2007年6月15日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 ・ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるととき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年6月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入時の基準価額に対し3.24%(税抜3%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.08%(税抜1%) 運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 <運用管理費用の配分(年率)>							
		<table border="1"><tr><td>運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>1.00%</td><td>0.23%</td><td>0.72%</td><td>0.05%</td></tr></table>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.00%	0.23%
運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率									
合計	委託会社	販売会社	受託会社						
1.00%	0.23%	0.72%	0.05%						
<table border="1"><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>	委託会社	委託した資金の運用の対価	販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価	受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価			
委託会社	委託した資金の運用の対価								
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価								
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価								
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対し年率0.616%程度 ※「SAM ウォーター ファンド」の純資産総額が100億円の場合の概算値です。								
	純資産総額に対し年率1.696%(税抜1.616%)程度 ※投資対象とする投資信託証券の純資産総額や組入比率などにより変動します。								
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた 合計を上限とする額 目論見書の作成および交付に係る費用、運用報告書の作成および交付に係る費用、監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。							
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。							

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2017年3月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

nikko am
Nikko Asset Management